

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要						
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の位置付け</p> <p>この計画は、ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）（以下「計画本編」という。）第2章第4節に定める、「退避等措置計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。</p> <p>なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、計画本編とともに見直しを行うものとする。</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 退避等措置計画の基本的事項</p> <p>第1節 緊急事態区分及び判断基準</p> <p>泊発電所の状態に応じた緊急事態の区分及び判断基準については、国が定める原子力災害対策指針によるものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>なお、事態の進展によっては原子力緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 1039 1082 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="151 1039 360 1077">緊急事態区分</th> <th data-bbox="360 1039 1082 1077">事 象 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="151 1077 360 1834">警戒事象</td> <td data-bbox="360 1077 1082 1834">           ①後志総合振興局内において、震度6弱以上の地震、泊村で震度5弱以上の地震が発生した場合            ②北海道に大津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）            ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等            [具体例]            ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合            ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合            ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合            ・原子炉水位有効燃料長上端未満            ・自然災害により以下の状況となった場合            ープラントの設計基準を超える事象            ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象            ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 1834 360 2085">特定事象</td> <td data-bbox="360 1834 1082 2085">           ①原子炉冷却材の漏えい            ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作為            ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失            ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失         </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	事 象 の 概 要	警戒事象	①後志総合振興局内において、震度6弱以上の地震、泊村で震度5弱以上の地震が発生した場合 ②北海道に大津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。） ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 [具体例] ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満 ・自然災害により以下の状況となった場合 ープラントの設計基準を超える事象 ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象 ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	特定事象	①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作為 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失	<p>～ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）第2章第4節（避難収容活動体制の整備）に定める～</p> <p>指針のP4(3)原子力災害の特殊性から引用。</p> <p>計画本編の「<u>原子力施設等の状況に応じた防護措置の基準及び実施</u>」の再掲でも良い。  <u>EAL&amp;OIL</u>別添でも可</p> <p>計画本編において、原災法が改正されるまでの間、原災法等の用語を使用することとしている。</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合は、対象が浜岡原発なので記載しない</p>
緊急事態区分	事 象 の 概 要						
警戒事象	①後志総合振興局内において、震度6弱以上の地震、泊村で震度5弱以上の地震が発生した場合 ②北海道に大津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。） ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 [具体例] ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満 ・自然災害により以下の状況となった場合 ープラントの設計基準を超える事象 ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象 ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合						
特定事象	①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作為 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失						

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</li> <li>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</li> <li>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下</li> <li>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失</li> <li>⑨原子炉制御室の使用不能</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">原子力緊急事態 (原子力緊急事態宣言発出時)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</li> <li>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</li> <li>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</li> <li>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</li> <li>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</li> <li>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</li> <li>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</li> <li>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</li> <li>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</li> <li>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</li> <li>⑪原子炉制御室等の使用不能</li> <li>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</li> <li>⑬敷地境界の空間放射線量率5 <math>\mu</math>Sv/hが10分以上継続(落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。)</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</li> <li>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</li> <li>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下</li> <li>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失</li> <li>⑨原子炉制御室の使用不能</li> </ul>	原子力緊急事態 (原子力緊急事態宣言発出時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</li> <li>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</li> <li>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</li> <li>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</li> <li>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</li> <li>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</li> <li>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</li> <li>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</li> <li>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</li> <li>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</li> <li>⑪原子炉制御室等の使用不能</li> <li>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</li> <li>⑬敷地境界の空間放射線量率5 <math>\mu</math>Sv/hが10分以上継続(落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。)</li> </ul>													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</li> <li>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</li> <li>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下</li> <li>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失</li> <li>⑨原子炉制御室の使用不能</li> </ul>																
原子力緊急事態 (原子力緊急事態宣言発出時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</li> <li>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</li> <li>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</li> <li>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</li> <li>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</li> <li>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</li> <li>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</li> <li>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</li> <li>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</li> <li>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</li> <li>⑪原子炉制御室等の使用不能</li> <li>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下</li> <li>⑬敷地境界の空間放射線量率5 <math>\mu</math>Sv/hが10分以上継続(落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。)</li> </ul>																
<p>第2節 緊急事態における防護措置等</p> <p>(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等</p> <p style="padding-left: 20px;">泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">体制整備</th> <th style="width: 20%;">情報提供</th> <th style="width: 20%;">モニタリング</th> <th style="width: 30%;">防護措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">緊急 事態 区分</td> <td>警戒事象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングの強化</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>特定事象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等へ注意喚起</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul> </td> <td> <p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避準備</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	緊急 事態 区分	警戒事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングの強化</li> </ul>	—	特定事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等へ注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避準備</li> </ul>
区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置													
緊急 事態 区分	警戒事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時モニタリングの強化</li> </ul>	—												
	特定事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員参集</li> <li>・情報収集、連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への情報伝達</li> <li>・今後の情報について住民等へ注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施</li> </ul>	<p><b>【屋内退避】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避準備</li> </ul>												
		<p>原子力災害対策指針のP11～15表1及び表2から抜粋</p> <p>具体的に記載できる部分については、記載すること</p> <p>屋内退避準備については、待避所の状況把握や要員の派遣など、具体的な記載も可</p> <p>緊急時モニタリングは、サーベイメータによる空間線量率測定</p>															

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案					摘 要
	原子力緊急事態(原子力緊急事態宣言発出時)	・国及び道への応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	<b>【屋内退避】</b> ・屋内退避の実施 <b>【安定ヨウ素剤】</b> ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) <b>【OILに基づく防護措置への対応】</b> ・避難、一時移転、体表面除染の準備
(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等 放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。					
	区 分	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	<b>【避難】</b> ・避難の実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	<b>【飲食物摂取制限】</b> ・個別品目の放射性物質濃度測定
	O I L 4	—	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	<b>【体表面除染】</b> ・体表面除染の実施
	O I L 2	—	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	<b>【一時移転】</b> ・一時移転の実施
	O I L 6	—	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施	<b>【飲食物摂取制限】</b> ・飲食物摂取制限の実施
<b>第3節 防護措置決定の流れ</b> 住民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定めたEAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル) 及びOIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル) の判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、原子力災害警戒本部長(以下、「警戒本部長」という。)又は原子力災害対策本部長(以下、「本部長」という。)が決定する。 なお、本部長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。					
					町の災害対策本部(警戒本部)の決定方法に基づき、記載

# 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要
<p><b>第4節 防護対策区域の状況</b></p> <p>防護対策区域の状況は、表-1のとおり。            (泊発電所からの方位別、距離別の人口状況がわかるもの (計画資料編「人口に関する資料」))</p> <p><b>第5節 防護措置の事前準備</b></p> <p>町長は、防護措置を行うにあたり、コンクリート屋内退避施設等を定め、あらかじめ、職員の中から退避誘導責任者、待避所責任者を指定するとともに、災害時要援護者等を把握しておくものとする。</p> <p>また、避難及び一時移転(以下、「避難等」という。)は<u>バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車等による避難予定者を事前に把握し、集合場所、避難場所(一時滞在場所を含む)を定めるとともに、職員の中から避難誘導責任者及び避難場所責任者を指定しておくものとする。</u></p> <p>なお、スクリーニング及び除染に関しては、道緊急被ばく医療活動実施要領に基づき、実施するものとし、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映させる。</p> <p><b>第3章 緊急事態における配備体制</b></p> <p><b>第1節 事故発生通報の流れ</b></p> <p>緊急時(警戒事象発生以降)における通報連絡体制は次のとおり。</p>	<p>P13~14</p> <p>コンクリート施設ではない、公共施設も含む</p> <p>避難手段は、町の事情により記載</p> <p>北電、泊規制事務所確認済</p>
<pre> graph TD     subgraph "「原子力防災管理者」"         A[「原子力防災管理者」]     end     subgraph "原子力事業者"         B[原子力事業者]     end     A --&gt; C[原子力規制委員会]     B --&gt; C     C --&gt; D[北海道]     B --&gt; D     D --&gt; E["○関係町村&lt;br/&gt;PAZ: 3町村&lt;br/&gt;(泊村、共和町、岩内町)&lt;br/&gt;UPZ: 10町村&lt;br/&gt;〔神恵内村、寿都町、蘭越町&lt;br/&gt;三セコ町、倶知安町、積丹町&lt;br/&gt;古平町、仁木町、余市町&lt;br/&gt;赤井川村〕"]     D --&gt; F["○関係防災機関&lt;br/&gt;岩内警察署&lt;br/&gt;倶知安・余市・寿都警察署&lt;br/&gt;岩内・寿都地方消防組合消防本部&lt;br/&gt;羊蹄山ろく・北後志消防組合消防本部"]     E --&gt; G[避難先等となる市町村]     F --&gt; G     D --&gt; H[総合振興局・振興局]     H --&gt; I[その他の道内市町村]     </pre> <p>○関係町村            PAZ: 3町村            (泊村、共和町、岩内町)            UPZ: 10町村            〔神恵内村、寿都町、蘭越町            三セコ町、倶知安町、積丹町            古平町、仁木町、余市町            赤井川村〕</p> <p>○関係防災機関            岩内警察署            倶知安・余市・寿都警察署            岩内・寿都地方消防組合消防本部            羊蹄山ろく・北後志消防組合消防本部</p> <p>※岩内警察署、岩内・寿都地方消防組合消防本部のみ</p> <p>… 警戒事象 (白い矢印)            … 特定事象 (青い矢印)</p>	

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案				摘 要
第2節 各事態における応急活動の内容				
区 分	体制 区分	本部 設置	応 急 活 動 の 内 容	
初 期 レ ベ ル	第 1 非 常 配 備 体 制	連 絡 会 議 の 設 置	[国及び道等との連携] ・国（原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域政策部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報及び準備 ・住民等からの問い合わせ対応	内容は、住民広報、モニタリング、防護措置などに重点を置いて、記載  屋内退避の準備については、各町村の状況による
警 戒 レ ベ ル  〔 原 災 法 10 条 〕	第 2 非 常 配 備 体 制	警 戒 本 部 の 設 置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・現地事故対策連絡会議への参画 ・国への専門家の派遣要請 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） [防護措置] ・屋内退避の準備（コンクリート屋内退避所開設の準備） ・安定ヨウ素剤の配布準備	
緊 急 事 態 レ ベ ル  〔 原 災 法 15 条 〕	第 3 非 常 配 備 体 制	災 害 対 策 本 部 の 設 置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国、道への必要な協力の要請等 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） [防護措置] ・屋内退避の実施（コンクリート屋内退避所開設、住民等の受入） ・安定ヨウ素剤の配布、服用	

# 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要
<p>第4章 広報及び指示伝達</p> <p>第1節 伝達手段</p> <p>住民等への広報については、次により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送</li> <li>(2) コミュニティFM（防災ラジオ）による放送</li> <li>(3) 広報車による巡回広報</li> <li>(4) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリアメールの活用）</li> <li>(5) インターネットを活用した広報</li> <li>(6) ……</li> </ol> <p>なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。</p> <p style="text-align: center;">又は、</p>  <p>The diagram shows the 'City Nuclear Power Disaster Countermeasures Headquarters' (市原子力災害対策本部) at the top, which oversees the 'Disaster Coordination Section (Publicity Class)' (災害統括部 (広報班)). This section is connected to three main communication channels: 1. TV and Radio Emergency Broadcast (テレビ・ラジオの緊急放送), which includes TV text information broadcast requests and community FM allocation broadcasts. 2. Disaster Administration Wireless Broadcast (防災行政無線による放送), which includes outdoor speaker stations (81 stations) and individual receivers (566 bases). 3. Mobile Phone and Email (携帯電話等へのメール), which includes emergency alert emails (area emails) and disaster citizen emails (H25 fiscal year).</p> <p>第2節 伝達経路</p> <p>町計画 図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図を再掲</p> <p style="text-align: center;">又は、</p>  <p>The diagram shows the 'City Nuclear Power Disaster Countermeasures Headquarters' (市原子力災害対策本部) at the top, which is supported by 'Tokyo Electric Power (Tokyo)' (東京電力(株)) and 'Fukushima Prefecture' (福島県). The headquarters is divided into four main departments: 1. Disaster Coordination Section (災害統括部), which connects to Police and Self-Defense Organizations (平地区). 2. General Affairs Department (総務部), which connects to District Chiefs (平地区). 3. Evacuation Guidance Department (避難誘導部), which connects to Social Welfare Facilities, Medical Institutions, Social Welfare Associations, Nurseries, Citizens' and Children's Committees, Chamber of Commerce, and Industrial Associations. 4. Fire Department (消防部), which connects to Fire Brigades (平地区). Additionally, the Headquarters connects to the Regional Office (地区本部), which connects to District Chiefs, Citizens' and Children's Committees, Fire Brigades, and Self-Defense Organizations.</p>	<p>(1)は道計画より</p> <p>内容は、各町村の伝達手段による</p> <p>なお書きは、各町村に事情により記載</p> <p>いわき市の連絡配信系統図の例</p> <p>P15</p> <p>いわき市の系統図の例</p>

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要
<p>第3節 伝達内容</p> <p>住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) 事故の概要</p> <p>(2) 泊発電所における対策状況</p> <p>(3) 災害の現況及び今後の予測</p> <p>(4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況</p> <p>(5) 町民等のとるべき措置及び注意事項</p> <p>(6) その他必要と認める事項</p> <p>※ 広報例文</p> <p>1 警戒広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こちらは、〇〇町です。</p> <p>本日午前（午後）〇時〇分頃、「北海道電力泊原子力発電所」で「□□□□□」事象が発生しました。放射性物質の放出は確認されておりません（orありません）。</p> <p>住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後の当町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> <p>現在、当町では、国や道と連携し、詳しい事故情報の収集に当たっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。</p> </div> <p>2 屋内退避指示広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こちらは、〇〇町です。</p> <p>〇〇町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。</p> <p>〇月〇日午前（午後）〇時〇分に発生した、「北海道電力泊原子力発電所」での「□□□□□」事象が重大事故に至り、内閣総理大臣が、本日午前（午後）〇時〇分原子力緊急事態宣言を発出しました。</p> <p>放射性物質による被ばくから住民の皆さんを守るため、建物の中へ避難することが必要です。</p> <p>住民の皆さんは、自宅や最寄りの公共施設（or屋内待避所など）などの建物の中に避難し、建物の窓や扉などの開口部を全て閉めるとともに、全ての空調設備を停止してください。また、「原子力防災のしおり」を読み、落ち着いて建物内にとどまってください。</p> <p>〇〇町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。</p> <p>引き続き、今後の当町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> </div> <p>3 避難指示広報</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こちらは、〇〇町です。</p> <p>〇〇町原子力災害対策本部から、重要なお知らせです。</p> <p>「北海道電力泊原子力発電所」の重大事故により、次の地区の皆さんは、広域避難先まで避難することとなりました。対象地区は、「〇〇地区、△△地区」です。バスによる移動が必要な方は、指定された集合場所に集まって下さい。なお、自家用車による避難を行う方は、指定された一時滞在場所まで交通規制を遵守し、避難してください。</p> <p>そのほかの地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に避難して下さい。</p> <p>〇〇町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。</p> <p>引き続き、今後の当町の広報やテレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p> </div>	<p>参考として、広報例文の掲載</p> <p>例文は、あくまでも参考</p>

# 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要																		
<p><b>第5章 屋内退避</b></p> <p><b>第1節 屋内退避の指示基準</b></p> <p>屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、特定事象発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。</p> <p><u>なお、独自の判断を行う場合にあっては、住民等の被ばくリスクを低減するため、気象情報（風向、風など）、緊急時モニタリング結果及び既存の放射線等拡散シミュレーション結果等を的確に把握したうえで実施する。</u></p> <p><b>第2節 屋内退避の指示</b></p> <p>本部長は、国又は知事から屋内退避の指示又は通知があったとき並びに独自の判断により屋内退避の指示を行うときは、俱知安警察署及び羊蹄山ろく消防組合消防本部の協力を得て、防護対策区域内の住民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>※参考 知事からの屋内退避の指示又は通知の内容</p> <p>(ア) 事故の概要            (イ) 原子力災害の現況と今後の予測            (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置            (エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区            (オ) その他の必要な事項</p> <p><b>第3節 屋内退避の方法</b></p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</li> <li>・町長は、住民等に対して、広報車、インターネット、携帯電話などあらゆる手段を活用して必要な情報を提供し、災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。</li> </ul> <p><b>第4節 屋内退避の留意事項</b></p> <p>本部長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。            (2) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。            (3) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。            (4) 食料品の容器にフタをすること。                なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。            (5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をする。            (6) 電話による問い合わせを控えること。            (7) 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となる物を予め、用意すること。            (8) うわさや憶測に流されず、町の災害対策本部からの指示に従うこと。</p> <p><b>第5節 コンクリート屋内退避施設の状況</b></p>	<p>独自の判断基準について記載</p> <p>計画本編の「屋内退避の方法」を再掲</p> <p>※「屋内退避の方法」と「屋内退避の留意事項」は、まとめて1節にすることも可</p>																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">地区名</th> <th style="width:15%;">名 称</th> <th style="width:15%;">所 在 地</th> <th style="width:10%;">電 話 番 号</th> <th style="width:20%;">退 避 誘 導 責 任 者</th> <th style="width:10%;">待 避 所 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">イメーシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	名 称	所 在 地	電 話 番 号	退 避 誘 導 責 任 者	待 避 所 責 任 者			イメーシ										<p>資料 2-8-21 P16</p>
地区名	名 称	所 在 地	電 話 番 号	退 避 誘 導 責 任 者	待 避 所 責 任 者														
		イメーシ																	



# 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要																				
<p>第6章 避難等</p> <p>第1節 避難等の指示基準</p> <p>本部長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>第2節 避難先等</p> <p>避難等に係る地区別の集合場所（自家用車避難者を除く）及び避難先（一時滞在場所も含む）は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地 区 名</th> <th style="width: 20%;">集 合 場 所</th> <th style="width: 20%;">避 難 誘 導 責 任 者</th> <th style="width: 20%;">避 難 先 (一時滞在場所)</th> <th style="width: 25%;">避 難 場 所 責 任 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">イメージ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難先及び一時滞在場所については、現在、道と協議中であり、協議が整い次第、記載する。</p> <p>第3節 避難等手段の決定</p> <p>避難等は、バス等による車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとする。</p> <p>国から避難指示案を伝達された場合は、あらかじめ把握した住民の避難手段を踏まえ、当該指示案に対する意見を述べることも、住民の避難等に必要な支援を道と連携し国に要請する。</p> <p>本計画においては、陸路による避難を標準とするが、道路状況（道路寸断、渋滞等）により、陸路による避難が困難な場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難手段を決定するものとする。</p> <p>(1) バス等</p> <p>自家用車等の避難手段を持たない住民は、町が指定する集合場所に集合（原則、徒歩）したうえで、町が確保したバス等及び国や道の支援により確保したバス等により、避難等を行う。</p> <p>(2) 自家用車等</p> <p>自家用車等による避難等を行う住民にあつては、町の災害対策本部から特段の指示がない限り、本計画に定める避難ルートを通行するものとし、警察による交通誘導などを遵守し、安全運転で避難を行う。</p> <p>第4節 避難等誘導</p> <p>本部長は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等、<u>あらかじめ定めた方法</u>により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>第5節 避難等ルート</p> <p>避難等にあたっては、多数の車両が避難先等に集中することが想定されるため、あらかじめ地区単位で、避難経路パターンを設定する。</p> <p>なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、これにより難しい場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決定する。</p>	地 区 名	集 合 場 所	避 難 誘 導 責 任 者	避 難 先 (一時滞在場所)	避 難 場 所 責 任 者							イメージ									<p>計画本編より再掲</p> <p>資料3-5-6 P17</p>
地 区 名	集 合 場 所	避 難 誘 導 責 任 者	避 難 先 (一時滞在場所)	避 難 場 所 責 任 者																	
	イメージ																				

# 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要
<p>[ 地区 ]</p> <p>第6節 避難ルート上の補給ポイント、スクリーニングポイント</p> <p>町は、道と連携し、避難住民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベイランス）及びスクリーニングを行うとともに、汚染者の情報の収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。</p> <p>なお、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映するものとする。</p> <p>第7節 自家用車避難の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>事前に自家用車による避難を行うことを登録する。</u></li> <li>(2) 災害対策本部からの指示を待って、避難を行うこと。</li> <li>(3) 交通誘導等に従い、安全運転で一時滞在場所に向かう。</li> <li>(4) 避難に使用する自家用車等の燃料は常に満タンにするよう心がける。</li> <li>(5) 自家用車避難を行った場合には、<u>自宅に …… のサインを掲げる。</u></li> <li>(6) ……</li> </ol>	<p>地区別によるルートの設定</p> <p>事前の把握方法</p>

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案								摘 要																																								
<p>第8節 バス等による輸送計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 5%;">大型</th> <th style="width: 5%;">中型</th> <th style="width: 5%;">小型</th> <th style="width: 5%;">計</th> <th style="width: 10%;">輸送 人数</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>町（村）民間バス （乗合バス含む）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>町（村）所有バス （マイクロバス）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>国及び道に支援要請を 行う台数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ バスの台数は、大型： 人、中型： 人、小型： 人として計算する。</p> <p>※ 避難の輸送は、多数の車両（バス、自家用車等）が避難エリア等に集中することが想定されるため、道が行う避難時間推計シミュレーション結果を参考に、必要な修正を行う。</p>								番号	区 分	大型	中型	小型	計	輸送 人数	備考	1	町（村）民間バス （乗合バス含む）							2	町（村）所有バス （マイクロバス）							3	国及び道に支援要請を 行う台数							合 計								<p>避難時間推計シミュレーションは、9月末に結果がでる</p>
番号	区 分	大型	中型	小型	計	輸送 人数	備考																																									
1	町（村）民間バス （乗合バス含む）																																															
2	町（村）所有バス （マイクロバス）																																															
3	国及び道に支援要請を 行う台数																																															
合 計																																																
<p>第9節 災害時要援護者等の対応</p> <p>(1) 学校の児童・生徒、幼稚園の園児、保育所の幼児</p> <p>学校の児童、生徒等の在学時において災害が発生した場合は、原則、下校させるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどませることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。</p> <p>(2) 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者</p> <p>バス等による避難等が可能な病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。</p> <p>なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又はコンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。</p> <p>(3) 在宅要介護高齢者・障害者</p> <p>自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。</p> <p>なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、コンクリート屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。</p> <p>(4) 外国人</p> <p>泊発電所における事故概要や退避等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。</p>																																																
<p>第10節 一時滞在者への対応</p> <p>観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めるとし、早期帰宅が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設等への避難を促すものとする。</p>																																																
<p>第7章 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>本部長は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び道の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p>								<p>※安定ヨウ素剤の配布の時機や場所については、今後、国において示される原子力災害対策指針の改定内容等を踏まえ、追加・改定するものとする。</p>																																								

## 退避等措置計画の検討について

検 討 案	摘 要
<p><b>第8章 飲食物の摂取制限</b></p> <p>本部長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p><b>第9章 救急医療体制</b></p> <p>初期被ばく医療機関であるJ A北海道厚生連倶知安厚生病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、住民等の一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応するものとする。</p>	<p>各町村の事情により記載</p> <p><b>【初期被ばく医療機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道社会事業協会岩内病院</li> <li>・J A北海道厚生連倶知安厚生病院</li> <li>・北海道社会事業協会余市病院</li> <li>・市立小樽病院</li> <li>・黒松内町国民健康保険病院</li> <li>・総合病院伊達赤十字病院</li> </ul> <p><b>【二次被ばく医療機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道大学病院</li> <li>・旭川医科大学病院</li> <li>・札幌医科大学附属病院</li> <li>・北海道がんセンター</li> <li>・北海道医療センター</li> </ul> <p><b>【三次被ばく医療機関】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線医学総合研究所（千葉県）</li> </ul>

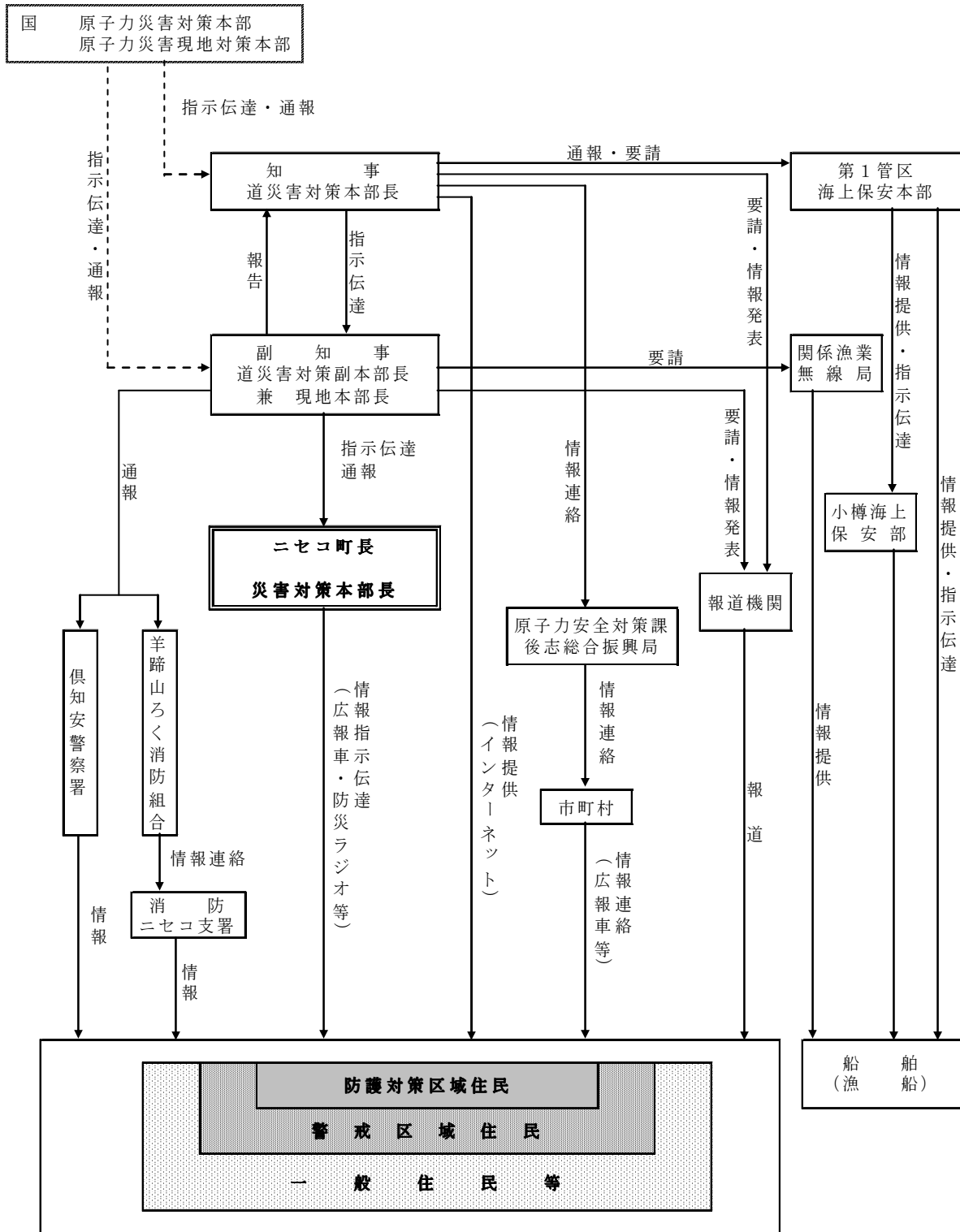
表－1 防護対策区域の状況

〔避難対象区域と対象世帯数及び人口〕

地区名	位置	集落名	世帯数	人口
アンヌブリ地区	南南東 23 km圏内	モイワ	4	7
	南南東 24 km圏内	温泉、モイワ、ペンション村	106	198
	南南東 25 km圏内	ペンション村	5	10
	合計		115	215
ニセコ地区	南南東 24 km圏内	尾の上、藤山	3	7
	南南東 25 km圏内	藤山	4	9
	南南東 26 km圏内	尾の上、藤山	37	87
	南南東 27 km圏内	尾の上、藤山	14	42
	南南東 28 km圏内	尾の上、藤山、ニセコ	18	39
	南南東 29 km圏内	ニセコ	9	20
	南南東 30 km圏内	ニセコ	2	5
	合計		87	209
曾我地区	南南東 25 km圏内	北栄	5	11
	南南東 26 km圏内	東山、東山ペンション村、北栄	151	218
	南南東 27 km圏内	西山、滝台、東山、東山ペンション村 北栄	101	255
	南南東 28 km圏内	西山、滝台、東山	22	57
	南南東 29 km圏内	ふよう会、西山、滝台	36	83
	合計		315	624
西部地区	南南東 28 km圏内	西富	27	56
	南南東 29 km圏内	みずほ、昆布	8	26
	南南東 30 km圏内	みずほ、昆布	13	29
	南南東 30 km圏超	桂	10	22
	合計		58	133
中央地区	南南東 29 km圏内	中央 6、中央 7	45	81
	南南東 30 km圏内	中央 1～中央 5	69	164
	合計		114	245
有島地区	南南東 29 km圏内	有島、有島 1	8	19
	南南東 30 km圏内	有島、有島 1～有島 3、ニセコハイツ	172	266
	南南東 30 km圏超	有島 2	8	20
	南東 30 km圏内	有島 3	3	5
	南東 30 km圏超	有島 2	1	3
	合計		192	313

地区名	位置	集落名	世帯数	人口
羊蹄地区	南東 29 km圏内	羊蹄 1	2	3
	南東 30 km圏内	羊蹄	3	7
	南東 30 km圏超	羊蹄	1	2
	合計		6	12
近藤地区	南南東 30 km圏超	光栄、共栄、東、豊里	71	158
	南東 30 km圏超	光栄、共栄、東	84	197
	合計		155	355
元町地区	南南東 30 km圏内	松岡	1	3
	南南東 30 km圏超	松岡、元町、新興	83	174
	合計		84	177
市街地区	南南東 30 km圏内	本通 1～本通 11、富士見、富士見団地 本通団地、有島団地、新有島団地 羊蹄団地、しらかば、望羊団地 さくら団地	991	2,125
	合計		991	2,125
里見地区	南南東 30 km圏内	富丘	6	15
	南南東 30 km圏超	別太、里見、富丘	38	86
	合計		44	101
宮田地区	南南東 29 km圏内	富川	2	6
	南南東 30 km圏内	富川	3	15
	南南東 30 km圏超	富川、宮田、小花井、黒川	60	166
	合計		65	187
福井地区	南南東 29 km圏内	相馬	11	28
	南南東 30 km圏内	福井、相馬	17	33
	南南東 30 km圏超	板谷、福井、相馬	41	105
	合計		69	166
総 計			2,295	4,862

図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



## 資料 2 - 8 - 2 1 避難・退避所として利用できる施設の状況

平成24年4月1日現在

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防 計 画 指 定 有 無	災 に の 無	構 造	収容可能 人員 (人)	備考
	方位	距離 番号								
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	44-2234	有		鉄筋コンクリート造	520	
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	44-1100	〃		鉄筋コンクリート造	297	
	南南東	28	西富地区町民センター	ニセコ町字西富171番地7	58-2251	〃		木造	42	
	南南東	30超	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町字近藤258番地35		〃		木造一部RC造	40	
	南南東	30超	元町地域コミュニティセンター	ニセコ町字元町240番地	44-2094	〃		木造一部RC造	65	
	南南東	30超	里見地域コミュニティセンター	ニセコ町字里見67番地4		〃		木造	40	
	南南東	28	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ町字ニセコ138番地8		〃		木造	41	
	南南東	30	福井地域コミュニティセンター	ニセコ町字福井379番地2		〃		木造	105	
	南南東	28	ニセコ町曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1		〃		鉄筋コンクリート造	91	
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見1番地	44-2252	〃		鉄筋コンクリート造	596	
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	44-2852	〃		鉄筋コンクリート造	308	
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	44-2321	〃		鉄筋コンクリート造	732	
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	44-2224	〃		鉄筋コンクリート造	591	
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	44-2034	〃		RC一部鉄骨造	1,164	
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	44-1950	〃		鉄筋コンクリート造	131	要援護者用
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	44-2700	無		鉄筋コンクリート造	378	
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	44-3245	無		鉄筋コンクリート造	217	
	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	43-2155	無		鉄筋コンクリート造	46	
	南南東	30	ニセコ町国際交流施設 (北海道インターナショナルスクールニセコ校)	ニセコ町字富士見12番地	55-5252	無		鉄骨造	131	
			小計	19				5,535		



## 資料 3 - 5 - 6 避難先

### 1 P A Z 圏内 3 町村の避難

町 村 名	P A Z 圏人口	避難場所となる旅館・ホテル等の所在市町村
泊 村	1,520	札幌市
共 和 町	1,555 * 5 km圏内1,363人	洞爺湖温泉、留寿都村
岩 内 町	(40) * 事業所の従業員	札幌市

### 2 U P Z 圏内 1 3 町村の避難

町 村 名	3 0 km圏人口 (町村全人口)	避難場所となる旅館・ホテル等の所在市町村
泊 村	1,884 (1,884)	札幌市 ※ P A Z 避難と同一
共 和 町	6,567 (6,567)	洞爺湖温泉、留寿都村 ※ P A Z 避難と同一
岩 内 町	14,743 (14,743)	札幌市
神 恵 内 村	1,026 (1,026)	札幌市
寿 都 町	440 (3,350)	札幌市
蘭 越 町	4,721 (5,279)	札幌市
ニ セ コ 町	3,929 (4,862)	札幌市
俱 知 安 町	15,260 (15,461)	北湯沢・支笏湖温泉、室蘭市、苫小牧市等
積 丹 町	1,484 (2,488)	札幌市
古 平 町	3,620 (3,620)	朝里川温泉、小樽市
仁 木 町	3,812 (3,812)	札幌市
余 市 町	19,053 (21,019)	札幌市 (定山溪温泉ほか)
赤 井 川 村	1,101 (1,217)	キロロリゾート
合 計	77,640 (85,328)	